

京都市告示第 491 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 平成 21 年 3 月 14 日 午後 3 時

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経 256 号 線	右京区嵯峨天龍寺若宮町17番地の1地 先から	旧	メートル 179.00	メートル 11.00 ~ 59.00
	同区嵯峨天龍寺車道町18番地の47地先 まで	新	164.30	11.00 ~ 59.60

(建設局土木管理部道路明示課)